

岐阜県公報

第二千七百七十五号
平成二十一年八月二十一日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

土地収用法に基づく事業の認定

道路の区域変更

道路の供用開始

河川整備計画の公表

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業の換地計画の決定

開発行為の工事の完了

土地改良区役員の退任及び就任

岐阜県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾松田字中段五七から五九まで、六〇の一、六〇の八、六〇の二一、六一、六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たらぬときは翌日)

平成二十一年八月二十一日

岐阜県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字大河内奥三六九六の七二、三六九六の七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

高山市

二 事業の種類

高山市国府支所庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県高山市国府町広瀬町字たつのこし、字中村、字長森及び字町尻地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第二十二号、第三十一号及び第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である高山市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県高山市国府町広瀬町地内において、現在の国府公民館（以下「国府公民館」という。）の敷地を拡張することにより、高山市国府支所（以下「本施設」という。）を、国府公民館の機能を加えて移転し、支所行政機能、公民館機能及び図書室機能を備えた市民利用型複合施設として支所庁舎を新築するもので、行政需要の増大、事務の電子化等による施設の狭隘化及び老朽化の解消、また、耐震対策を図るとともに、地域社会活動の円滑な推進を図ることを目的としたものである。

高山市は、第七次総合計画に基づいて支所建設事業、公民館整備事業及び図書館図書整備事業を推進しているが、現在の本施設は、昭和二十四年に旧国府町役場庁舎として建築された後、昭和五十年及び平成十四年に増築、内外部改修が実施されてきたものの、狭隘化及び老朽化が著しく、来庁者に不便を強いている。さらに、現在の本施設には大規模災害に備えた耐震対策が施されておらず、整備が必要である。また、高山市図書館国府分館が設置されている国府公民館は、現在一定の需要があることが認められ、今後の需要増大も見込まれており、拡張整備が求められている。

本件事業によって支所庁舎が整備されることにより、本施設の来庁者の利便性が向上し、狭隘化及び老朽化等が解消されるとともに、地域社会教育活動が推進されることが期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、施設整備の目的を遂行するため必要な最低限の庁舎施設及び駐車場等を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
 以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論
 1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 高山市国府支所地域振興課

岐阜県告示第五百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
神戸町
- 二 事業の種類
こうど中央スポーツ公園駐車場増設事業（以下「本件事業」という。）
- 三 起業地
- 1 収用の部分
岐阜県安八郡神戸町大字瀬古字野白地内
- 2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
 本件事業は、法第三号第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。
- 2 法第二十条第二号の要件への適合性について
 本件事業の起業者である神戸町は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。
- 3 法第二十条第三号の要件への適合性について
 本件事業は、こうど中央スポーツ公園（以下「本施設」という。）に駐車場を増設整備することにより、慢性的に起きていた駐車場の不足を解消するものである。神戸町は、第四次総合計画に基づく公園や緑地の整備及びスポーツマスタープランに基づくスポーツ環境の整備を進めており、平成十九年に開園した本施設は、芝生広場、多目的グラウンド及びテニスコートを備え、町民の憩いの場、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として多くの来園者を集めている。しかしながら、町民に加え近隣市町住民の自動車での来園者が開園時の想定以上に増えたため、既存の駐車場では対応しきれず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。また、本施設の周辺が農地であるため、路上駐車が農作業の支障にもなっている。

本件事業によって駐車場が増設されることにより、本施設の来園者の利便性が向

上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音の問題等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、本施設の駐車場として来園者が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を増設するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来園者の利便性が向上するとともに、来園者が路上に駐車する事象等が改善されること等が期待され、周辺農地の農作業従事者等周辺住民からの要望があることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

神戸町役場生涯学習課

岐阜県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	谷柿合野線	山県市相戸字流二二番地先から 同市相戸字流九八一番地先まで 同市相戸字流九八一番地先まで	前 A 後 B	ハ ニ 三	二七〇・〇 二六六・五 二六六・五	A及びBに係る図面は、敷地の表示を分ける。

岐阜県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
			メートル		区域又は決定の日は、告示年月日（ほか）

県道	瑞穂市生津外宮東町二丁目一〇六番地先から	三五〇	平成二・八・三	平成二・八・二
多北	同 市生津字下村西一一五五番六地先まで			
方線				

岐阜県告示第五百四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により牧田川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県土木整備部河川課 岐阜県大垣土木事務所及び岐阜県揖斐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃やまなみ会

三代 表 者 の 氏 名 石樽 康彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市茄子川二〇七四番地の四六

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県東濃地区東部の障がい者及びその家族相互のネットワークづくりを推進し、障がい者の保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人豆々茶々

三代 表 者 の 氏 名 籠橋 壽子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市畢ヶ丘八丁目一六四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、広域的な活動として、「当事者主権」という理念のもと、障がい者、健常者がともに支え合いながら、自然と共に心豊かに暮らし、一人一人の能力に合わせた自立を目指す事業を行い、情報発信、地域活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年八月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年八月五日

二 届出者の氏名又は名称

V Tホールディングス株式会社

三 建物の名称及び所在地

エイデン可児今渡店

可児市今渡大門先八五六番地

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 六四九台

(変更後) 五一七台

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

県営土地改良事業輪之内南部地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年八月二十一日から

同 年九月十八日まで

二 縦覧場所

輪之内町役場

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第九五号の一六 平成二一・四・二〇	瑞穂市本田字整理二二四六番一及び二一四七番一	道路	開発登録簿による	瑞穂市馬場春雨町一丁目五〇番地の二 司不動産有限公司 代表取締役 安 藤 秀 司
同岐建築第九五号の一七 同二一・四・二八	同 市古橋字土海道一五三〇番一及び一五三一番一	同	同	大垣市牧野町一丁目二九三番地の一 岡本住建株式会社 代表取締役 岡 本 雅 量
同岐建築第二二号の三 同二一・五・一五	同 市本田字於別府一〇〇九番一及び一〇一〇番一	同	同	瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美

<p>同岐建築第三四号の一九三〇〇三 同二〇・一・一一 同岐建築第二六号 同二〇・五・九 同岐建築第二六号の六 同二〇・七・一七 同岐建築第二六号の九 同二一・七・三</p>	<p>本巢市屋井字堂ノ城三九六番二外五八六筆及び法定外公共物(道路及び水路)</p>	<p>道路、緑地、水路、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>本巢市文殊三三四番地 本巢市土地開発公社 理事長 小野 精三</p>
<p>同岐建築第二四号 同二一・五・八</p>	<p>羽島郡岐南町三宅八丁目二四〇番、二四一番及び二四二番</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>関市栄町五丁目一七番地一 株式会社フクタハウス 代表取締役 福田 博光</p>
<p>同西建築第五二号の九 同二〇・一・七 同西建築第五六号の三 同二一・六・二九</p>	<p>養老郡養老町瑞穂字旭四一〇番外二六筆及び法定外公共物(水路及び道路)</p>	<p>道路、緑地、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社 オークワ 代表取締役 福西 拓也 東京都中央区八重洲二丁目八番一号 キグナス石油株式会社 代表取締役 久留 誠</p>
<p>同中建築第四二号の九 同二〇・二・二五 同中建築第四六号 同二一・六・二六</p>	<p>加茂郡富加町羽生字七条二一〇六番一、二一〇九番から二二一六番まで</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八三三三 ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤永 賢一</p>
<p>同東建築第六一号 同一九・九・一九 同東建築第五四号の二 同二一・六・二六</p>	<p>土岐市下石町字西山三〇四番二外二七筆のうち二工区分</p>	<p>道路、緑地、水路、消防の用に供する貯水施設、調整池</p>	<p>同</p>	<p>土岐市下石町三〇四番地の二六四 土岐南テクノヒルズ開発株式会社 代表取締役 鈴木 木章夫</p>

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十一年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土良地区名	退任年月日	役名	氏名	住所
八百津町	平成三・七・五	理事	赤塚新吾	加茂郡八百津町八百津三二五番地一
木曾川右岸用水土地改良区		同	伊藤義明	同上三〇番地二一
		同	荒井睦夫	同上五九番地
		同	石井重武	加茂郡八百津町和知二〇八一番地一
		同	海老惠	同上四三一番地
		同	三好担哉	同上六九二番地
		同	野村和夫	同上三三一番地一三
		同	片桐武治	加茂郡八百津町上牧野六二〇番地
		同	石黒喜美夫	同上飯田七二二番地
		同	清水正直	同上野上一四九番地
		同	小村恒夫	同上和知三六三七番地
		同	山内太見	同上飯田二四五番地二

就任した役員

土良地区名	就任年月日	役名	氏名	住所
八百津町	平成三・七・六	理事	赤塚新吾	加茂郡八百津町八百津三二五番地一
木曾川右岸用水土地改良区		同	青山昭治	同上野上一二二三番地一
		同	尾関一夫	同上六九八番地四
		同	大脇重敏	加茂郡八百津町和知三三七五番地
		同	石井重武	同上二〇八一番地一
		同	西山公尚	同上九六九番地
		同	野村和夫	同上三三一番地一三
		同	大杉五男	加茂郡八百津町上牧野六九二番地
		同	篠田幸壽	同上飯田二二三番地一

監事 後藤幹治 同
 同 高木廣則 同
 同 野上一三五二番地三
 同 和知一九七五番地一
 同 上飯田一六六八番地

平成二十一年八月二十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜県文芸社